

九州大学農学部附属演習林自動車取扱基準

第1条 九州大学農学部附属演習林（以下「演習林」という。）所有の乗用自動車・ワゴン車及び貨物自動車（以下「自動車」という。）の使用については、この基準の定めるところによる。

第2条 この基準は、演習林に所属する教職員（以下「教職員」という。）及び次条第2項に規定する者が運転業務を遂行するときに適用するものとし、使用する自動車の安全な運行と円滑な管理運営を図ることを目的とする。

第3条 自動車は、教職員（運転免許所有者）が教育・研究及び業務遂行のため、必要とするときに運行できるものとする。

2 その他、運行できる者は、演習林長、福岡演習林長、宮崎演習林長及び北海道演習林長が職務遂行上必要と認めた者とする。

第4条 自動車の運行管理責任者は、事務長補佐とする。ただし、事務長補佐不在のときの代理者は、総務係長とする。

第5条 自動車を運転する者は、あらかじめ「自動車運転者登録願」を運行管理責任者に提出し、許可を受けるものとする。

2 前項の許可を得た「自動車運転者登録願」は総務係に備えておくものとする。

3 自動車の運行にあたり、教職員等及び「取扱基準」第3条第2項に規定する者、別紙「自動車運行伺」を事前に提出し、運行管理責任者の許可を受けるものとする。

第6条 自動車の運行は、演習林の業務を優先するものとする。

第7条 自動車の運行時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、特に必要がある場合はこの限りではない。

第8条 自動車の運転業務命令に係る事務は、総務係において行うものとする。

第9条 自動車の管理に係る事務は、総務係及び技術室において行うものとする。

第10条 自動車運転者は、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 運転前には、必ず始業点検を行うものとする。
- (2) 道路交通法等を厳守し、常に安全運転に努めるものとする。
- (3) 走行中に異常を認めたときは、直ちに異常箇所の調査点検を行い、適切な処置を講ずるとともに運行管理責任者に報告し、指示を受けるものとする。
- (4) 運行途上において日程等の変更事由が生じたときは、直ちに運行管理責任者にその旨を連絡し、その許可を受けるものとする。
- (5) 運転後は、必ず終業点検を行い、当該自動車の運転日誌に必要事項を記入し、鍵と共に総務係に提出するものとする。

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 宮崎演習林及び北海道演習林にあっては、第4条中「事務長補佐」を「宮崎演習林長」及び「北海道演習林長」に、第4条中「総務係」、第5条中「総務係」、第8条中「総務係」、第9条中「総務係及び技術室」及び第10条中「総務係」を「宮崎演習林係」及び「北海道演習係」に読み替えて適用し、自動車運行伺の決裁欄は、事務組織に応じて作成するものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成18年2月2日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

2 宮崎演習林及び北海道演習林にあっては、第4条ただし書の規定は適用しない。

附 則

この基準は、平成26年1月6日から施行する。